

私は、日本共産党市議団を代表して、議案第 154 号、議案第 161 号、議案第 163 号、議案第 164 号、議案第 166 号、以上 5 議案に対する反対討論をおこないます。

はじめに、議案第 161 号職員給与条例等の一部改正についてです。人事院勧告に準じて、一般職の給与及び期末勤勉手当が引き上げられることには賛成ですが、それだけではなく、議員の期末手当の引き上げ改定も含まれているため、反対です。

大体、これは、鳥取市職員給与条例、特別職の職員の給与に関する条例、そして、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、以上 3 本の条例をひとまとめに改正しようとするもので、議員として違和感があります。議員は職員ではありません。一般職と特別職の条例改正案は別々に提案するべきです。

そして、議案第 154 号一般会計補正予算ですが、台風 19 号に関する支援対策費や被災した自治体への見舞金、災害復旧費など必要な予算計上がされています。また、小中学校をはじめ、市の施設の修繕費等についても、必要な予算計上であると考えます。しかしながら、この一般会計補正予算の中には、先ほどの議案第 161 号に関連して、特別職とされている議員 32 名の期末勤勉手当の引き上げ分 111 万 3000 円が含まれていますので、反対します。

次に、議案第 163 号及び第 164 号です。これは、保育所や認定こども園等における保育士配置基準の弾力化の特例措置を、さらに 5 年間延長するものです。

家庭や子どもを取り巻く環境の変化が著しい今の社会において、乳幼児期という大事な時期に子どもたちと関わる保育士には、相当な技量が求められます。にもかかわらず、処遇改善にはまだまだ程遠く、賃金が極めて低いのが現状です。そのため、保育士不足が深刻な問題であることは十分にわかっています。

しかし、保育士資格が無くてもいいという弾力化は、結局は、保育士の責任に対する負担が重くなることにつながるものと考えます。

この間、県の制度を利用して、本市では 18 名の方が保育士資格を取られたということは、本当にうれしいことですが、専門職としての処遇改善のための抜本的な対策を取らない限り、緊急的・時限的と言いながらも、配置基準の弾力化が常態化することにつながる危険性があると考え、賛成できません。

最後、議案第 166 号鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてです。来年 4 月からの改正民法施行による債権関係の見直しや単身高齢者が今後増えていくことなどを踏まえ、国は、連帯保証人の確保がより一層

困難になることが懸念されるとし、そのために公営住宅に入居できないということが起きないように、国の公営住宅標準条例から連帯保証人規定を削除しました。

ところが、本市では、連帯保証人制度は引き続き残し、連帯保証人を見つけることができなかった場合は、家賃債務保証業者の活用ができるようにすると言います。

また、民法改正により、連帯保証人の債務保証の限度額が示され、連帯保証人が入居者に代わって限度額まで支払った場合、その入居者は、新たに別の連帯保証人をつくらなければならないということが一般質問でわかりました。要は、家賃債務保証業者を使わざるを得ない状況になっていく条例改正ではないでしょうか。

国は、「積極的に法人保証を勧めているわけではない。まずは、連帯保証人を廃止していただくのがベスト」と言っています。

市営住宅の目的は、住宅に困窮する低額所得者へ低廉な家賃で住宅を提供することであり、そもそも入居資格基準が決められているわけですから、それ以上の条件は必要ありません。

市長は、連帯保証人は、「家賃等の滞納の抑止」、「迷惑行為の防止」などのために必要だと言われますが、9 月議会の一般質問で紹介したように、それらは福祉的な対応でできることです。すでに連帯保証人を廃止した自治体や、廃止の方向で進めている自治体が増えてきている中で、連帯保証人制度を継続させる条例改正には反対です。

---

**参考:それぞれの議案号数に対応する名称は以下の通りです。**

議案第 154 号:鳥取市一般会計補正予算

議案第 161 号:鳥取市職員給与条例等の一部改正について

議案第 163 号:鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第 164 号:鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について

議案第 166 号:鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正  
について